

男女間の賃金格差の是正に向けた施策の推進に関する意見書（案）

男女間の賃金の平等は、ジェンダーの平等な社会を構築する上での土台である。しかし、我が国においては依然として、男女間で大きな賃金格差がある。

令和2年賃金構造基本統計調査によると、女性の正社員の賃金は、男性の正社員の約7割である。また、令和2年分民間給与実態統計調査によると、正規及び非正規の平均給与は、男性が532万円、女性が293万円であり、勤続40年で計算すると、生涯賃金は1億円近い格差になる。これまでも、国連の女子差別撤廃委員会などから、繰り返し、男女間の賃金格差を縮小するための取組の強化を勧告されてきた。

欧州連合（EU）では、男女間の賃金格差が約14%に上り、欧州委員会は、この格差を重大な問題として、2021年3月、格差の公表を企業に義務付け、賃金の透明化により是正させるEU指令案を発表した。これには是正しない企業への罰則も含まれている。

これらを踏まえ、我が国においても、男女間の賃金格差の是正に向けた施策を推進すべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 政府として、時給、職種、企業規模及び地域ごとに、男女間の賃金格差の実態の把握及び分析を行い、是正の行動計画を策定すること。
- 2 企業に男女別の平均賃金の公表、格差のは正計画の策定及び公表を義務付け、是正計画が実行されるように指導及び監督を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

令和 4 年 3 月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

} 宛て